

核兵器使用は違法か (公開シンポジウム)

講演者：横田洋三 (国際関係学科教授)

鶴岡公二 (外務省・条約局法規課長)

千葉 眞 (社会科学科準教授)

司 会：功刀達朗 (国際関係学科教授)

日 時：November 1, 1994 (13:00-15:00)

場 所：A-206

功刀：

社会科学研究所の主な目的の一つは、「地域社会との交流—地域社会とのパートナーシップを市民講座の開催、共同研究を行うことで促進すること」である。したがって、大学、研究機関が社会と共に考え対処しなければならない現代の重要問題については、適宜公開シンポジウムを開催して来た。

本シンポジウム「核兵器の使用は違法か」は、核兵器の現代世界における問題点を学際的且つ多面的視点から考察する試みとして計画された。

この問題については、WHO (世界保健機構) の要請をうけて、ICJ (国際司法裁判所) が各国政府に陳述書の提出を求めたが、日本政府の陳述書案の内容について、1994年6月国会で審議された。WHOによるICJの勧告的意見要請の背後には、要約すれば、「大量殺戮・破壊兵器である核兵器の使用は、環境及び人類の健康に多大の影響を及ぼすと考えられ、この観点から核兵器の使用は国際法違反になるのではないか」という懸念がある。この懸念は、国際法・国際人道法、国際政治における倫理、及び国際行政等の視点から多面的に考察されるべき問題である。

本シンポジウムでは、外務省から条約局法規課長鶴岡公二氏をお招きし、政府の見解についてお話し頂き、本学横田洋三教授には国際法の観点から論じて頂き、同じく本学千葉眞教授には専門分野である政治思想史および政治

倫理の見地から「市民および人間としての観点から」のアプローチを論じて頂くこととした。ご講演者のそれぞれの専門分野の視点から、問題点を浮き彫りにし、深く考察する機会を得たい。

講演後、研究者・市民・学生諸兄姉との質疑応答が有意なものとなることを期したい。

横田：

まず最初に問わなければならない問題は「核兵器の使用を明文で禁止する条約はあるか」ということである。そしてその答えは「イエス」である。

1967年2月14日、メキシコ・シティで署名された「ラテン・アメリカにおける核兵器の禁止に関する条約」（通称トラテロルコ条約）がその一つである。この条約には、ラテン・アメリカ諸国および五大核保有国の計25ヵ国が当事国となっている。同条約第1条は、「締約国は、自国の管轄下にある核物質及び核施設を平和的目的のためにのみ使用すること並びに次のことを自国の領域において禁止し及び防止することをこの条約によって約束する。・・・(a) 締約国自身のために直接若しくは間接に、第三者のために又は他のいずれかの態様によって、核兵器を方法のいかんを問わず実験し、使用し、製造し、生産し及び取得すること。」と規定する。また、同条約の追加議定書Ⅱの第3条は、五大核保有国が同条約の締約国に対して「核兵器を使用しないこと又は使用すると威嚇を行わないことを約束する」と規定する。このように、「締約国の領域」という地域的限定があるなど制限的ではあるが、トラテロルコ条約は核兵器の使用を明文で禁止している。

また、1985年8月6日には、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー、パプアニューギニアなどの南太平洋諸国11ヵ国の間で「南太平洋非核地帯条約」（通称ラロトンガ条約）が署名され、翌86年12月11日同条約は発効した。同条約は第3条(a)において「南太平洋非核地帯の内部又は外部のいかなる場所においても、いかなる手段によっても核爆発装置を製造せず、又はその他の方法で取得、所有若しくは管理しないこと。」と規定する。

又、同条約議定書2（ロシアと中国が当事国）第1条は「各締約国は、(a) 条約締約国に対して又は、(b) 議定書1の締約国になった国が国際的に責任を有している南太平洋非核地帯内の領域に対して、いかなる核爆発装置をも使用しないこと又は使用すると威嚇を行わないことを約束する」と規定する。

さらに、少し時代はさかのぼるが、1959年12月1日にワシントンで署名され、61年6月23日に発効した南極条約（日本、アメリカ、イギリス、フランス、ロシアなど39ヵ国が当事国）も、第5条で「南極地域におけるすべての核の爆発及び放射性廃棄物の同地域における処分は、禁止する」と規定する。

以上のように、核兵器の使用を明文で禁止する条約は現に存在している。ただし、これらの条約は、ごく限られた数の当事国のみを拘束し、又、適用領域を限定しているため、一般的に世界の国々を拘束する、地球全体を対象とした「核兵器使用禁止」の条約規定の存在を立証するものではない。むしろ、このように当事国と適用領域を限定した「核兵器使用禁止」条約が存在するという事は、これらの条約に加入していない国およびこれらの条約の適用領域の外については、「核兵器の使用は禁止されていない」という反対解釈を可能にさせる。

ところで、実定国際法には、条約だけではなく慣習法が存在する。国内の議会のような立法機関の存在しない国際社会においては、慣習法が依然として大きな比重を占め、重要な役割を果たしている。そこで、核兵器使用の合法性、違法性の問題を論ずるには、慣習国際法でこの問題がどのように理解されるかを検討する必要がある。

慣習国際法は、一般に諸国の法意識と国家実行が蓄積されることによって形成されるので、その成立には時間がかかる。大陸棚制度のように第2次大戦後10数年で慣習法化した規則もないわけではないが、通常は主張されてから少なくとも数十年の年月を経て慣習法として確立するのが一般的である。このような事情から、第2次大戦中に開発された核兵器の使用の合法性、

違法性については、直接そのことを規定する慣習国際法は存在しない。しかし、16、7世紀以来の近代国際法の歴史の過程で、一定の兵器の使用ないし使用方法に関する規則が、慣習国際法として成立してきた。たとえば、戦時における慣習国際法を成文化した「陸戦の法規慣例に関する条約」(1907年)は、第22条において「交戦者ハ、害敵手段ノ選択ニ付、無制限ノ権利ヲ有スルモノニ非ス」としたうえで、第23条において「特別ノ条約ヲ以テ定メタル禁止ノ外、特ニ禁止スルモノ左ノ如シ、・・・イ.毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト、・・・ホ.不必要ノ苦痛ヲ与フヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト」と規定して、戦争においても、不必要な苦痛を与える、あるいは無差別の殺害のような非人道的殺害行為は行ってはならないことを明確にしている。核兵器がこのような不必要な苦痛を無差別に与える兵器であることは、実際に広島、長崎に投下された原子爆弾の経験が明白に示している。

さらに、同条約は、第25条において、「防守セサル都市、村落、住宅又ハ建物ハ、如何ナル手段に依ルモ、之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ス」と規定して、いわゆる無防守都市や建物に対する無差別の砲撃を禁止している。核兵器のような巨大な破壊力をもつ兵器は、この規則に違反しないで使用することは実際に難しい。1963年12月7日、東京地方裁判所は、いわゆる「原爆判決」において「原子爆弾による爆撃が仮に軍事目標のみをその攻撃の目的としたとしても、原子爆弾の巨大な破壊力から盲目爆撃と同様な結果を生ずるものである以上、広島、長崎両市に対する原子爆弾による爆撃は、無防守都市に対する無差別爆撃として、当時の国際法からみて、違法な戦闘行為であると解するのが相当である」と判示した。

前記のトラテロルコ条約も、前文で、「恐るべき影響を軍隊にも文民にも同様に無差別にかつ冷酷に及ぼす核兵器が、その放出する放射能の持続性により人類全体に対する攻撃となり、究極的には全地球を居住不可能にさせることができるものであること」を認識しと述べ、また、ラロトンガ条約前文も、「すべての国家は、核兵器、核兵器が人類に与えている恐怖及び核兵

器が地球上の生命に与えている脅威を取り除くという目的を達成するために、最大限努力する義務をもつことを確信し」と述べて、上記のことを確認している。

また、1961年の国連総会決議1653(XVI)第1項は、核兵器の使用が「国連憲章の明白な違反」であり「人類と文明に対する犯罪である」と宣言する。1978年の国連総会決議13/71B(1978)は、核兵器の使用が「国連憲章の侵犯」であり「国際法の規則と人道法に反する」ものであると明言した。1972年にストックホルムで採択された人間環境宣言の第26原則も「人とその環境は核兵器その他すべての大量破壊の手段の影響からまぬがれなければならない」と述べている。

これらの宣言や原則はそれ自体は実定国際法の法源ではないが、「核兵器は大量無差別に人や物を破壊し、人間に不必要な苦痛を与える残虐性をもち、その発する放射能の影響が長期的であることに鑑みて、その使用が、攻撃目標を軍事要員・軍事施設に限定することを要求している戦時国際法、不必要な苦痛を与えることを禁止している人道法、地球環境に重大な悪影響をあたえる行為を禁止する国際環境法の原則に違反しないで使用することはできない」という事実を確認していることは否定できない。

先に、トラテロルコ条約やラロトンガ条約が特定の国および地域に関して核兵器の使用を禁止しているということから、その反対解釈として、それ以外の国や地域については核兵器の使用は禁止されていないという主張も成り立ちうるということを述べたが、それは正しい判断ではない。侵略を禁止する慣習国際法がありながらさらに国連憲章で侵略を禁止し、また、他の二国間や多国間の安全保障条約で相互に侵略を禁止する特別の約束をすることはよくあることである。人権についても、人権の尊重は慣習国際法によって確立しているが、さらに、国際人権規約のような多くの人権に関する条約が結ばれている。特定の国の間で、特定の領域に関してある行為が条約で禁止されているからといって、それ以外の国や地域について、その行為が禁止されていないと解釈することは、一般的にはできない。核兵器の使用の禁止につ

いては、その内在的性質からいって、現存の多くの国際法の規則、原則に違反しないで使用することは不可能であり、そのことは先に検討したことからいって、現行国際法上確立しているといつてよい。

鶴岡：核兵器の使用と国際法

核兵器の使用が国際法違反であるかを検討するには、国際法の形成過程を始めに振り返る必要がある。国際法は、条約などの明文の法とともに慣習法である不文法からなる。条約などには、核兵器の使用が一般的に禁止されているとする規定は見当たらない。したがって、一般的な核兵器の使用の国際法上の位置付けは、慣習国際法の問題である。

慣習国際法が成立するには、主要国家間で共通の規範について法的確信に高められた規範性の認識が成立していること、特に、関係する問題について主要な関係国が共通の法規範につき共通の認識を有していることが必要とされる。核兵器の使用については、主要関係国は核兵器保有国を含むものと考えられるが、核兵器国のなかで核兵器の使用が一般的に国際法上禁止されているとする国はない。

世界保健機構の要請を受けて国際司法裁判所は、加盟国に対して核兵器の使用が国際法違反であるかという問題について陳述書の提出を求めた。日本政府は、国会における議論を踏まえ、核兵器の国際法上の評価として、「核兵器の使用は、その絶大な破壊力、殺傷力の故に、国際法の思想的基盤にある人道主義の精神に合致しないと考える。」と述べた上で、核兵器に対する我が国の考え方として、「唯一の被爆国である我が国としては、核兵器が二度と使用される様なことがあってはならないと考える。わが国は、非核三原則を堅持すると共に、今後とも核軍縮、核不拡散の推進に努力し、核兵器の究極的廃絶に向けて努力していく。」とした陳述書を国際司法裁判所に提出した（政府が明らかにした概要による）。

国際司法裁判所は、1995年夏以降、本件を審理する予定であり、その動向が注目される。

千葉：

[A] 国際法や国際関係を専門にしないので、国際法の中途半端な理解や知識を申し上げて役に立たない。そこで国際法ではなく、政治思想史および政治倫理の観点から若干述べさせて頂きたい。また核兵器の問題は第一級の政治的問題—政治社会の共通性、一般性、全体性にかかわる問題—であるから、専門家だけに任せることはできないという観点から、市民および人間としての観点からアプローチしてみたい。最初に三つの言葉を紹介したい。

1. アインシュタインの言葉

"The unleashed power of the atom has changed everything except our ways of thinking. We shall require a substantially new manner of thinking, if mankind is to survive."

2. フランツ・カフカの言葉

「彼はアルキメデスの点を発見したが、それをういたのは自分自身に向けて（敵対して）であった。ただこのような条件のもとでのみ、それを発見することが許されたように見える。」

3. ハンナ・アーレントの言葉

"Scientifically, the modern age which began in the 17th century came to an end at the beginning of the 20th century; politically, the modern world, in which we live today, was born with the first atomic explosions."

これらの言葉は、いずれも核兵器の出現のもつ巨大な文明史的射程を示唆するものといえよう。核兵器の出現が時代を画するような大事件であったことを意味している。核兵器出現以前と以後の世界は質的に異なった時代である。とりわけカフカの言葉は、核兵器の出現がそれ以前とそれ以後の時代の質的差異を明確にしているだけでなく、それによって核兵器出現以後の時代が運命づけられた時代、"a doomed age"であることを示している。つまり、核兵器というアルキメデスの点—何十回となく地球を破壊し得る巨大な力を人類は自分の手にした—の発見は、人類に敵対する意味合いにおいてのみそれを使用することができるという意味での運命づけである。換言すれば、そ

れ以前の世界には到底戻ることができない事態がそこに生じたということ。No point of return. 「原子力の無垢性」(atomic innocence) = 原子力の処女性を人類は喪失してしまい、それ以前の世界にはもはや戻れないことを示している。今や「核兵器のない世界」を願望すること、それ自体が"wishful thinking"になってしまった。核兵器の存在という条件においてのみ、人類は世界の平和と安全を考えるしかない。そして一年一年人類と地球と地球上のすべての生命が生き延びるということ、それ自体が僥倖として考えられるべき時代。いつ歴史が終わっても不思議でない時代に突入した。核兵器が黙示録的含意をもつのはそのためである。

[B] 核兵器出現以後の時代においては近代の政治の主流を占めてきた主権国家を単位とする「支配」や「闘争」を中軸とする「権力政治」観は、もちろん消滅しないとしても相対化を余儀なくされている。さらに「戦争は他の手段をもってする政治の延長である」との有名なK・クラウゼヴィッツの定式化は、時代錯誤的なものとなっている。さらに最後の手段(ultima ratio)として破壊的な兵器を獲得するのを余儀なくしてきた「主権国家」の論理それ自体一カール・シュミットの「友-敵」理論も、暴力の経済性の理論も、政治の独自性ないし自律性の前提も一が、核兵器の出現によって成立根拠が失われてきている。権力の自己追及が「不合理」になってきた。例えば、使えない最後の切り札としての核兵器という問題、目的を成就するための「手段」(核戦争)のコストが莫大であるという問題から、戦争の不合理化が帰結した。さらに政治はいかなる政治外的制約からも拘束を受けないという近代の政治の自律性の前提は成り立たなくなった。政治権力の中枢に地球を何十回となく破壊し得る巨大な暴力を入手したが故に、政治は他の人間領域、すなわち倫理などの価値思想との開かれた対話なしには危険きわまりないものとなっている。結論的に言えば、支配権力の最大限の強化によって他の諸国よりも少しでも優位に立とうとする主権国家の近代政治の論理が最終的に核兵器という大量殺戮兵器の獲得を招来することによって、皮肉にも近代政治の論理それ自体を内側から切り崩す結果となっているのではないか。量的

な拡大が一定の臨界点を越えた段階で質的な変化を来したのではないか。

かくして現代では、「支配」や「闘争」ではなく、「共存」や「相互依存」や「生存」が政治の主要な課題となってきた。現代の「生存の政治」は、エコロジー危機と核兵器という二つのチャレンジャー相互に結びついている／核戦争は最大のエコロジー的惨禍—とつねに向かい合うことになる。

このような核兵器の危機と主権国家の枠組みとのあいだに大きなズレが存在している。現代の種々の法体系—憲法や国際法を含めて—および政治制度はこうしたズレを表現している。さらにより大きなズレが国際政治を運営していく当事者たちの「共通認識」と核兵器の出現の現実とのあいだに見られる。例えば、歴史は今「生存」という共通の課題を共有する単一の人類史として見ていく必要がこれだけ大きいにもかかわらず、今日なお現実には種々の民族や国家のそれぞれの歴史がもっぱら語られている。人間の思考は旧態然である。政治学も、法学も。しかし、アウシュヴィッツ（全体主義の悪夢）とヒロシマ（原爆の悲劇）の後に、政治学も法学も、同一のものではあり得ないのではないか。言うまでもなく、ヒロシマの後に政治倫理—とりわけ平和の倫理—は政治の論理の中に入ってこざるを得ない。21世紀の「普通の国」とは19世紀および20世紀の「主権国家」ではないであろう。むしろ日本国憲法の平和主義が、第9条の価値思想が21世紀の「普通の国」を先取りするものであろう。

[C] 先程の "No point of return" の議論と矛盾するようだが、核兵器はなくなるとの暗い実感から自分たちを解放していく必要がある。具体的な方策として急務なのは、(1) 東北アジアにおける「非核兵器地帯条約」(NWFZ) の締結、(2) 「包括的核実験禁止条約」の合意、(3) 核兵器全面撤廃に向けての核軍縮の効果的実現、(4) 「核兵器不拡散条約」(NPT) の条件つき無期限延長(条件つきとは、一定期間内における五大核保有国の核兵器全面撤廃の義務づけと定期的な監視の義務づけ)。

(シンポジウムは日本語で行われました。)